

平成 23 年度  
障害福祉サービス等事業者集団指導（説明会）資料

【その他連絡事項等について】

沖縄県福祉保健部  
障害保健福祉課

事 務 連 絡  
平成 24 年 2 月 22 日

障害福祉サービス等事業者 様

沖縄県福祉保健部障害保健福祉課  
事業指導支援班

平成 24 年度新設「送迎加算（仮称）」の算定要件について

みだしのことについて、平成 24 年 4 月の報酬改定により、通所サービス等の送迎の支援の評価として新たに「送迎加算（仮称）」が創設される予定です。

現時点での当該加算の算定要件として、「1 回の送迎につき平均 10 人以上が利用し、かつ、週 3 回以上の送迎を実施している場合その他障害者自立支援対策臨時特例交付金による基金事業において都道府県知事が必要と認めていた基準により算定。なお、利用定員が 20 人未満の事業所にあつては、平均的に定員の 50/100 以上が利用している場合に算定。」とされておりますが、沖縄県における下線部分の取扱いについては、次のとおりと致しますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

下線部分の取扱いについて

（通所サービス等利用促進事業実施要綱より抜粋）

○平均 10 人に満たない場合は、通所サービスの 1 回の平均利用者数の半数以上が利用し、かつ週 3 回以上の実績があれば含めるものとする。

**【本件に関する照会先】**

沖縄県福祉保健部障害保健福祉課  
事業指導支援班

TEL:098-866-2190

FAX:098-866-6916

## 福祉・介護人材の処遇改善事業実績報告書及びその他留意事項について

### 1 平成23年度実績報告書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限⇒平成24年5月18日(必着) (受付開始は4月1日より)

※ 平成23年度実績報告について

平成23年2月～平成24年1月までに提供されたサービスに係る助成金が対象  
(原則平成23年4月～平成24年3月末までに支払われた助成金)

(2) 提出書類

- ① 基本情報
- ② チェックリスト
- ③ 福祉・介護職員処遇改善実績報告書(別紙様式5)
- ④ 福祉・介護職員処遇改善実績報告書(都道府県内事業所等一覧表)(別紙様式5(添付書類1))
- ⑤ 賃金改善に要した費用の積算の根拠となる資料【参考様式(賃金改善額の積算根拠となる資料)】
- ⑥ 福祉・介護職員処遇改善実績報告書(都道府県状況一覧表)(別紙様式5(添付書類2))

注1：①、②、③及び⑤はすべての承認事業者が提出してください。

注2：④は複数事業所又は1事業所であっても複数サービスを実施している事業者のみ提出して下さい。

注3：⑥は他都道府県にある事業所の福祉・介護職員の賃金改善に充当した事業者のみ提出して下さい。

(3) 提出部数：1部

(4) 提出方法

実績報告書その他必要な書類を全て揃え、原則郵送で提出して下さい。(事務処理の都合上)

なお、その際は封筒表面に「処遇改善助成金実績報告在中」と朱書きして下さい。

(5) 提出先：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

「沖縄県福祉保健部 障害保健福祉課 宛」

## 2 助成金を充てることができる範囲

### (1) 賃金改善の範囲

賃金改善以外の処遇改善に助成金を充てることはできません。また、法定外福利費、制服の貸与、実費弁償などは、賃金改善には含まれません。

### (2) 助成金の対象となる職種の範囲

助成金の対象となる職員については、その職員が勤務しているサービスに係る人員基準の常勤換算上、その職員の勤務時間の算入が認められる場合に限られます。このため、対象職種に該当する職員であっても、人員基準上の職種に該当しない職員については、実際に直接処遇の業務に携わっていても助成金の対象となりません。

### (3) 新規雇用職員の扱い

賃金改善実施期間中に新たに雇用した職員については、その職員に平成 20 年度下半期の賃金算定ルールを適用した場合の賃金と実際の賃金との差額が賃金改善分となります。

## 3 提出書類作成上の留意事項

### (1) 実績報告書を作成する単位

1 枚の福祉・介護職員処遇改善計画書につき、必ず 1 枚の実績報告書を作成してください。

(例：1つの法人で2部申請書を提出している場合、実績報告も2部必要)

### (2) 今回報告の対象となる助成金の範囲

① 沖縄県国民健康保険団体連合会に報酬等の支払の委託をしているサービス（障害児施設含む）

◆平成 23 年 2 月～平成 24 年 1 月までに提供されたサービスに係る助成金

(原則平成 23 年 4 月～平成 24 年 3 月末までに支払われた助成金)

注 1：平成 23 年度において年度をまたいだ月遅れ請求があった場合

例：平成 23 年 2 月～平成 24 年 1 月までに提供されたサービスに係る助成金の請求を平成 24 年 3 月 10 日にした場合、助成金が支払われるのが平成 24 年 4 月になるので、平成 24 年 4 月に事業所へ入金した分の助成金は平成 23 年 2 月～平成 24 年 1 月のサービス提供分であっても、平成 24 年度分の実績報告に含まれることとなります。

② 上記以外のサービス（精神障害者社会復帰施設、小規模通所授産施設等）

平成 23 年 2 月から平成 24 年 1 月までに提供されたサービスに係る補助金等（12 か月分）に係る助成金

(3) 介護保険サービスにも従事している場合の記載内容

記載内容は特に指示等がない限り、障害福祉サービスの対象職種に従事した分の賃金等に関する分のみを記載してください。介護保険のサービスに従事した分の賃金等に関する分は除いてください。

(4) 賃金改善実施期間及び支払項目について

計画承認後はなるべく計画書に沿った支払が望ましいですが、計画書と実際の支払期間及び支払項目が異なる場合は、実際の支払期間及び支払項目を記載してください。(支払期間が前年度と重複しないようご注意ください)

(5) 賃金改善に要した費用の積算の根拠となる資料

承認された事業者は、「助成金に係る支出と実際に賃金改善に充てたことがわかる書類」を作成する義務があり、沖縄県で様式を定めておりますので、その様式に必要事項を記載して提出して下さい。

なお、参考様式以外の詳細な資料の提出までは求めませんので、賃金台帳の写し等は原則として提出不要です。(ただし、事業所で根拠資料を整備して保管する必要があります)

#### **4 その他の留意事項**

(1) 国保連へ支払委託をしていない障害福祉サービス等事業者及び特例介護給付費・特例訓練等給付費にかかる助成金について

◆「沖縄県福祉・介護人材の処遇改善事業助成金の請求等に関する要領」に従い助成金が支払われます。詳細はホームページをご覧ください。

(2) 変更届けの提出

【変更届けが必要な場合】

- ① 会社法による吸収合併、新設合併等による福祉介護職員処遇改善計画書の作成単位の変更
- ② 複数の事業所を1つの計画書にまとめて申請し(別紙様式4での申請)、事業所等の増減があった場合
- ③ 就業規則、給与規程等の改正(福祉介護職員の処遇改善に関する内容に限る。)
- ④ キャリアパス要件等に関する適合状況に変更があった場合(交付率が変動する場合又は沖縄県交付要綱第8条第1項第1号のアとイの要件間の変更に限る。)

※1つの事業所で申請している場合(別紙様式3での申請)であっても実施サービスの追加等で処遇改善計画書等に変動がある場合は変更届けの提出が必要です。

※旧法施設が新体系移行により事業所名称や実施サービス等が変更になった際も届出が必

要です。

※計画書の承認後に、新規のサービス指定やサービスの廃止等があった際も届出が必要です。

#### 【変更届の際の添付書類】

- ①の理由による場合：特になし（変更届に必要事項を記載するので）
- ②の理由による場合：処遇改善計画書（別紙様式2）及び沖縄内事業所等一覧表（別紙様式2（添付書類1））
- ③の理由による場合：変更後の就業規則、給与規程等
- ④の理由による場合：キャリアパス要件等届出書（別紙様式6）及び（別紙様式6（添付書類1））

#### 【提出期限】

☆原則変更後1ヶ月以内

※ただし、新体系移行により交付率が変更する等、助成金の金額が変更する場合は当該変更が発生した月中に提出すること。

#### 【助成金中止（廃止）申請書について】

助成金対象事業者の承認を受けた事業者で、なんらかの理由により助成金を辞退する場合は、「助成金中止（廃止）申請書」を提出下さい。

※助成金中止（廃止）申請書を提出した際は、辞退後原則3ヶ月以内に実績報告書を提出して下さい。

◆事業所情報等に変更があるにもかかわらず変更届を提出しなかった場合、変更後の助成金支払においてエラー等が発生し、当該月分の助成金は支払われません。  
また、申請時と同様に変更に関しても届出月から助成金を受領可能になりますのでご注意ください。

#### （3）助成金に関する書類の保存

20年度下半期の賃金に関する書類（賃金台帳等）についても、この助成金に関する書類として実績報告後5年間保管してください。

#### （4）処遇改善助成金の請求をしなかった場合

処遇改善助成金の承認を受けた事業所が、処遇改善情報の登録をしない（処遇改善助成金を請求しない）場合でも、エラーになりません。助成金請求の際はご注意ください。

(5) 助成金の返還について

支給された助成金額よりも実際の賃金改善額が少なかった場合は、その差額を返還していただくことになります。その具体的な事務については、該当事業者あて別途連絡いたします。

※実績報告書を提出しないと助成金の全額返還の可能性があります。

実績報告書は必ず期日までに提出して下さい。

◆福祉・介護人材の処遇改善事業に関する必要書類の様式等、詳細な情報は下記ホームページで情報を公開する予定です。(掲載時期：H24年3月上旬)

「障害保健福祉課トップページ」⇒「指定障害福祉サービス事業者等関係情報の枠内の⑨福祉・介護人材の処遇改善事業について」をクリック  
※yahoo や google 等の検索サイトで「沖縄県障害保健福祉課」と入力して検索すれば検索結果の一番上に障害保健福祉課トップページが表示されます。

### 平成 24 年度実績報告書について

※ 平成 24 年 2 月～平成 24 年 3 月までに提供されたサービスに係る助成金が対象  
(原則平成 24 年 4 月～平成 24 年 5 月末までに支払われた助成金)

提出期限等、詳細については別途連絡いたします。

【本件に関する問い合わせ先】  
沖縄県福祉保健部障害保健福祉課  
事業指導支援班 担当：山内  
TEL:098-866-2190 FAX:098-866-6916

福 障 第 4234 号

平成 24 年 1 月 30 日

指定児童デイサービス事業所  
指定相談支援事業所  
指定障害児施設

設置者 殿

福祉保健部  
障害保健福祉課長  
(公 印 省 略)

障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正に伴う法人の定款変更について

平素より障害福祉行政について御理解・御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」により、障害者自立支援法及び児童福祉法の一部が改正され、平成 24 年 4 月 1 日から、障害児入所施設、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、一般相談支援事業及び特定相談支援事業が新設されます。

このため、貴法人において実施している事業（児童デイサービス、相談支援、障害児施設）を、これらの新設事業として平成 24 年 4 月以降も引き続き実施するためには、定款の変更が必要となりますので、まだ定款変更の手続きに着手していない法人におかれましては、所管官庁と調整の上、平成 24 年 3 月末日までに定款変更の手続きを開始してください。

なお、今回の改正に伴い当職が例示する定款の記載例は別紙のとおりです。

## 障害者自立支援法及び児童福祉法の改正に伴う定款の記載例

### 現 行

サービスの種類	定款表記の記載例
---------	----------

児童デイサービス	障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の経営
----------	---------------------------

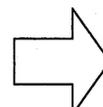
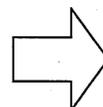
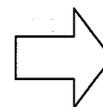
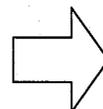
相談支援	障害者自立支援法に基づく相談支援事業の経営
------	-----------------------

知的障害児施設	児童福祉法に基づく知的障害児施設〇〇の設置経営
---------	-------------------------

肢体不自由児施設	児童福祉法に基づく肢体不自由児施設〇〇の設置経営
----------	--------------------------

重症心身障害児施設	児童福祉法に基づく重症心身障害児施設〇〇の設置経営
-----------	---------------------------

重症心身障害児(者)通園事業	重症心身障害児(者)通園事業の経営
----------------	-------------------



### 変更後（平成24年4月以降）

サービスの種類	定款表記の記載例
---------	----------

児童発達支援 放課後等デイサービス	児童福祉法に基づく障害児通所支援事業の経営
----------------------	-----------------------

地域相談支援	障害者自立支援法に基づく一般相談支援事業の経営
--------	-------------------------

計画相談支援	障害者自立支援法に基づく特定相談支援事業の経営
--------	-------------------------

障害児相談支援	児童福祉法に基づく障害児相談支援事業の経営
---------	-----------------------

福祉型障害児入所施設	
------------	--

医療型障害児入所施設	児童福祉法に基づく障害児入所施設の経営 ※ 現行の通所部は障害児通所支援事業となることに留意
------------	---

--	--

児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス	児童福祉法に基づく障害児通所支援事業の経営
-----------------------------------	-----------------------

※1 本表は事業者を指定する上で必要となる最小限の記載例であり、上記の記載内容にて法人の定款変更の認可等に足りるかどうかは、各法人を所管する官庁にて確認を要する。

※2 社会福祉法の定義(事業の種類)では、障害児入所施設が第一種社会福祉事業であり、障害児通所支援事業・一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業が第二種社会福祉事業である。

※3 特定相談支援事業、障害児相談支援事業を実施する場合は、定款変更とは別に、市町村長の指定を要する。指定申請手続きの方法は、今後、事業所所在の市町村より周知される予定。

※4 重症心身障害児(者)通園事業を障害児通所支援事業へ移行する場合は、定款変更とは別に、県知事の指定を要する。なお、指定申請手続きの方法は、今後、別に周知する。

※5 平成24年4月から、現行の障害福祉サービス事業(児童デイサービス)は障害児通所支援事業、相談支援事業は一般相談支援事業、知的障害児施設・肢体不自由児施設・重症心身障害児施設は障害児入所施設にみなされる経過措置がある(ただし、みなし期間が経過するとみなし指定の効力は失効となるので、所定のみなし期間内に指定の申請をする必要があることに留意)。

事 務 連 絡

平成 24 年 2 月 1 日

指定児童デイサービス事業者 殿

福祉保健部  
障害保健福祉課長  
(公 印 省 略)

障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正に伴う法人の定款変更について (補足)

標題の件につきましては、平成 24 年 1 月 30 日付けの文書 (福障第 4234 号) を F A X で送信したところですが、下記のとおり補足事項をお知らせします。

記

1. 児童デイサービス以外の障害福祉サービスを実施している場合

「障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の経営」の記載を残し、  
「児童福祉法に基づく障害児通所支援事業の経営」の記載を追加する。

2. 児童デイサービス以外の障害福祉サービスを実施していない場合

「障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の経営」の記載を削除し、  
「児童福祉法に基づく障害児通所支援事業の経営」の記載を追加する。

※「障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助をいいます。

## 平成24年度障害福祉サービス等事業者集団指導(説明会)日程表【案】

### 1. 趣旨

改正障害者自立支援法・児童福祉法の円滑な施行、障害福祉サービス等報酬改定への対応、指定更新の申請手続き及び障害福祉サービス等の事業運営上特に注意が必要な事項等について、指定障害福祉サービス等事業者に対し、広く周知する。

### 2. 日時及び場所

日時：平成24年4月6日(金) 13:30～16:30 ※時間は予定

場所：浦添市てだこホール(大ホール)  
(〒901-2103 沖縄県浦添市仲間1-9-3)

### 3. 説明事項一覧

説明事項	備考	所要時間
1. 報酬改定等に伴う各種手続	<p>新規加算等(前年度実績を用いる従来加算を含む)の算定に係る届出について <b>申請〆切 平成24年4月13日(金)</b></p> <p>※1.届出様式・新規加算Q&amp;A等の情報提供は説明会に先行して通知しますので、事前準備をお願いします。 ※2.(参考)前年度実績を用いる従来加算 ①就労移行支援体制加算 (就労移行支援・就労継続支援A, B型) ②目標工賃達成加算I型(就労継続支援B型) ③重度者支援体制加算(就労継続支援A, B型)</p>	未定
2. システム更新の概要	<p>国の「障害者自立支援給付支払等システムに関する都道府県・国保連合会合同担当者説明会」(平成24年3月2日開催)の内容を踏まえて説明する予定</p>	〃
3. 指定更新の申請手続	<p>障害者自立支援法施行時(平成18年度)に指定を受けた事業所の指定更新の申請手続について</p> <p>※1.手続の簡素化を検討中です。 ※2.指定更新の予定件数が多いため、平成24年5月末よりサービスの種類に応じて段階的に申請期限を設ける予定です。</p>	〃
4. 業務管理体制の整備に伴う各種手続	<p>業務管理体制の整備及び届出の義務化について</p> <p>※1.届出の様式・期限等については説明会に先行して通知しますので、事前準備をお願いします。</p>	〃
5. 基準条例の制定について	<p>地域主権改革推進一括法の概要及び基準条例の制定スケジュール(パブリックコメント等)について</p>	〃
6. 事業運営上特に注意が必要な事項	<p>予定内容 [相談支援・障害児通所支援] みなし指定期間中の事業運営及び本申請にあたっての留意点 [共同生活援助・共同生活介護] 事業運営にあたっての留意点</p>	〃
7. その他連絡事項	<p>工賃向上計画について 等</p>	〃

注) 説明項目は変更する場合があります

# パブリックコメントのご案内

～ みなさんでの回覧・供覧をお願いします。 ～

関係者各位

## 第3期沖縄県障害福祉計画（案）に関する ご意見の募集について（お願い）

沖縄県では、平成18年度からこれまで2期にわたって障害福祉計画を策定し、障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指して、障害者が必要とする福祉サービス等を地域において計画的に提供するための体制整備に取り組んできました。

また、国においては平成22年12月に成立した、いわゆる整備法により、利用者負担の見直しや相談支援の充実等が行われることになりました。さらに、障害児が身近な地域で支援を受けられるようにするため、児童福祉法も改正され、障害児支援が強化されることになりました。

以上のような経緯やこれまでの計画における実績を踏まえ、必要な見直しを行い、平成24年度から平成26年度までを計画期間とする「第3期沖縄県障害福祉計画」の案を作成しました。

そこで、障害者の福祉に関する事業に従事する皆さんに、計画（案）についての意見をいただきたいと考えています。

第3期沖縄県障害福祉計画の案及びご意見募集に必要な事項や様式は、県障害保健福祉課のホームページで閲覧し、ダウンロードできますので、よろしくお願い申し上げます。

平成24年2月23日

沖縄県障害保健福祉課  
計画推進班 山田、山口  
TEL: 098-866-2190

○第3期沖縄県障害福祉計画（案）に関するご意見の募集についてのURL

<http://www3.pref.okinawa.lg.jp/site/view/contview.jsp?cateid=89&id=26428&page=1>